

## 第4回 名寄市農業委員会総会（令和6年4月）会議録

日 時 令和6年4月26日（金）

午後1時30分 開始

午後2時30分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

### 日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	報告第1号	名寄・智恵文地区農地小委員会報告について		
第3	議案第1号	土地の現況証明願いについて	9件	承認
第4	議案第2号	設定された権利の合意解約について	3件	承認
第5	議案第3号	農用地利用集積計画の作成について	22件	承認
第6	議案第4号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	7件	承認

### 第4回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	10番 安達啓治	18番 中村敏夫
2番 新田司	11番 上手浩幸	19番 村中洋一
3番 藤野修一	12番 林秀典	20番 小田桐正彦
4番 清水康史	13番 沼田清憲	22番 竹部裕二
5番 高橋尚幹	14番 武田修一	24番 鈴木英二
6番 水間健詞	15番 山上瞳	25番 越孝則
7番 飯村規峰	16番 住田美紀	26番 阿部貴代美
8番 菅野真記子	17番 横田浩二	27番 又村裕司
9番 村上清		

欠席 23番 南原政幸

## 第4回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和6年4月26日（金）午後1時30分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは令和6年第4回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶をいただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。それでは、令和6年第4回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。本日、23番南原委員が欠席となり、委員定数26名中、委員25名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

---

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、26番 阿部委員、27番 又村委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、阿部委員、又村委員に決定いたしました。

---

議 長： **日程第2、報告第1号「名寄・智恵文地区農地小委員会報告について」**です。清水小委員会委員長より報告をお願いします。

清水委員： 令和6年3月26日風連庁舎3階中会議室において開催しました。法人認定の可否について、審議の対象である法人代表の〇〇〇〇氏から説明を求め、その後、出席委員による審査を行っています。農地法第2条第3項に規定される要件を審査したところ、全ての要件において的確であると認められました。

議 長： 報告第1号「名寄・智恵文地区農地小委員会報告について」の報告がありました。

---

議 長： 続きまして、**日程第3、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。**番号1番、番号2番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号1番、番号2番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

小田桐委員： はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員： 20番 小田桐です。番号1番、番号2番について説明します。所在については、地図の

5ページをご覧ください。番号1番については、55番の右側に538号とありますが、その左部分が所在地になります。私と清水委員、中村委員、事務局が現地を確認しています。番号2番については、60番の上にある名寄ICの南側が所在地になります。同様に私と清水委員、中村委員、事務局で現地を確認しています。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、小田桐委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1番、番号2番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番、番号2番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号3番、番号4番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号3番、番号4番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号3番、番号4番について説明します。番号3番の所在については、地図の7ページをご覧ください。真ん中にピンク色で砺波とありますが、その上、名寄北ICの東側信号の付近が所在地になります。建物が建っており、農地でないことを確認しました。番号4番については、同じく砺波になりますが、十三線の東5号の東側が所在地になります。住宅周りの土地で建築物があり非農地であると判断しました。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、中村委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号3番、番号4番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号3番、番号4番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号5番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号5番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

菅野委員： はい。

議 長： 菅野委員。

菅野委員： 8番 菅野です。番号5番について説明します。所在については、地図の6ページをご覧ください。下側国道40号の横に智南とありますが、そこから山に向かい、川の淵に所在地があります。今月11日に、私と越委員、南原委員、事務局が現地を確認しています。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、菅野委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号5番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号5番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号6番、番号7番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第1号 番号6番、番号7番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号6番、番号7番について説明します。番号6番については、4月12日に私と武田委員、上手委員、事務局で現地を確認しました。所在については、地図の8ページをご覧ください。ピンク色で中央とありますが、その横に二十七線があり、「十」の下側が所在地になります。数年前まで農地として利用していましたが、離農に伴い非農地となっています。番号7番については、同様に12日に確認していますが、豊里の二十二線道路と国道40号が交差する少し手前が所在地になります。住宅の裏に所在地があり、現在は使用しておらず荒れた状態になっています。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号6番、番号7番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号6番、番号7番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号8番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第1号 番号8番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

武田委員： はい。

議 長： 武田委員。

武田委員： 14番 武田です。番号8番について説明します。4月12日に私と安達委員、上手委員、事務局で現地を確認しました。所在については、地図の8ページをご覧ください。二十五線道路を東風連側に行き、道道旭名寄線を越えて神社マークのところまで進みます。そのカーブの右手で傾斜のある山側が所在地になります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、武田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号8番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号8番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号9番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第1号 番号9番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

又村委員： はい。

議 長： 又村委員。

又村委員： 27番 又村です。番号9番について説明します。西風連のスキー場の南門の付近が所在地になります。先月の11日に私と沼田委員、菅原委員、事務局で現地を確認いたしました。現在は植林されており、農地として利用していない状態にあります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、又村委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号9番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号9番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

---

議 長： 続きまして、**日程第4、議案第2号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供します。

議 長： それでは**番号1番から番号3番**までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第1号 番号1番から番号3番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
番号1番から番号3番までを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番から番号3番は原案のとおり決定いたしました。

---

議 長： 続きまして、**日程第5、議案第3号「農用地利用集積計画の作成について」**を議題に供します。  
初めに**売買**の審査を行います。**番号1番から番号11番**までを一括して審査いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号1番から番号11番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1番から番号11番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番から番号11番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： **番号12番、番号13番**については、飯村委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。  
暫時休憩します。(13:58)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:58)  
**番号12番、番号13番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号12番、番号13番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号12番、番号13番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号12番、番号13番は原案のとおり決定いたしました。  
暫時休憩します。(14:00)

議 長： それでは議事を再開いたします。(14:00)  
引き続き、**番号14番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号14番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

藤野委員： はい。

議 長： 藤野委員。

藤野委員： 3番 藤野です。番号14番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央に十九線とあり「線」の場所が所在地になります。申出者は怪我の影響で離農することになり農地を売買するものです。あっせん委員会が今月9日に行われ、地域での協議を基に価格を決定し、両者合意の上あっせんが成立しています。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、藤野委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号14番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号14番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**賃貸借**の審査をいたします。  
**番号1番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号1番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

鈴木委員： はい。

議 長： 鈴木委員。

鈴木委員： 24番 鈴木です。番号1番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。「五線」と黄色のマーカーがあり、その上が所在地になります。隣接地を耕作している〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんへの新規の賃貸借となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、鈴木委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 番号2番、番号3番については、水間委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。

暫時休憩します。(14:05)

議 長： それでは議事を再開いたします。(14:05)  
番号2番、番号3番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号2番、番号3番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号2番、番号3番について説明します。番号2番の所在については、地図の7ページをご覧ください。中央上に黄色のマーカで道道日進名寄線とあります。日進という文字の道路を挟んで向かいが所在地になります。農地を賃貸借していた〇〇さんが離農したため、〇〇さんが賃貸することになりました。番号3番については、大橋の少し上に維持管理センターとありますが、その少し下の右側が所在地になります。同じく〇〇さんの離農により、〇〇さんが賃貸を行うことになりました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、中村委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号2番、番号3番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番、番号3番は原案のとおり決定いたしました。  
席移動のため暫時休憩といたします。(14:10)

議 長： 議事を再開いたします。(14:10)  
引き続き、番号4番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号4番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号4番について説明します。所在については、砺波から内淵の方に入る十線道路のところになります。橋を渡ったところに記念碑があり、その近辺が所在地になります。昨年まで瑞穂の〇〇さんが賃貸借をしていましたが、延長しないとのことで、〇〇さんが新規で賃貸借することになりました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、中村委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。



議 長： 意見がないようですので、番号4番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号4番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 引き続き、**番号5番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号5番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 1番 菅原です。番号5番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央に国道40号の黄色マーカーがあります。その「国」の左側のタヨロマ川を渡ったところが所在地になります。以前からの賃貸借の継続となります。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、菅原委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号5番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号5番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 引き続き、**番号6番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号6番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

藤野委員： はい。

議 長： 藤野委員。

藤野委員： 3番 藤野です。番号6番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。二十線東1号に〇〇さんの住宅があり、その周辺が所在地になります。隣接地を耕作している〇さんとの新規の賃貸借です。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、藤野委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号6番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号6番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**使用貸借**の審査を行います。  
それでは、**番号1番、番号2番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号1番、番号2番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号1番、番号2番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。曙とマーカがあり、十五線と東五号の交わったところの角地が所在地になります。それぞれ隣接地を耕作している〇〇〇〇さんに有効活用して欲しい。ということで新規の賃貸借を行うことになりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1番、番号2番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番、番号2番は原案のとおり決定いたしました。

---

議 長： 続きまして、**日程第6、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について**」を議題に供します。番号1番については、村中代理より意見があります。  
席移動のため暫時休憩といたします。(14:18)

議 長： それでは議事を再開いたします。(14:18)  
**番号1番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号1番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号1番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。右側にピンクマーカで朝日とあります。その上に七線橋がありますが、橋を渡って右側に500mほどいった所が所在地になります。以前より供給契約をしており、

〇〇さんから農地を処分したい相談があったため3条での売買になりました。ご審議の程  
よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1番について原案のとおり決定することにご異議ありませ  
んか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番は原案の通り決定いたしました。  
席移動のため暫時休憩といたします。(14:21)

議 長： 議事を再開いたします。(14:21)  
引き続き、**番号2番**を審査いたします。水間委員が農業委員会等に関する法律第31条の  
議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。  
暫時休憩します。(14:22)

議 長： それでは議事を再開いたします。(14:22)  
**番号2番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号2番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号2番について説明します。所在については、大橋になります。八線  
を北上すると炭化センターがありますが、その手前下が所在地になります。先ほどお話の  
あった離農した〇〇さんが耕作していた農地で、〇〇さんが3条で引き受けるものになり  
ます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、中村委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号2番について原案のとおり決定することにご異議ありませ  
んか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番は原案の通り決定いたしました。  
席移動のため暫時休憩といたします。(14:24)

議 長： それでは議事を再開いたします。(14:24)  
続きまして、**番号3番から番号5番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号3番から番号5番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号3番から番号5番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。ピンク色のマーカーで弥生とあり、上に道道西風連名寄線がありますが、「西」の字の周辺が所在地になります。〇〇さんは瑞穂地区ですが、規模拡大を希望しており、3条での売買となりました。〇〇さんは現在耕作している農地が申請地と入り組んでいるため、3条で引き受ける形となりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号3番から番号5番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号3番から番号5番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号6番、番号7番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号6番、番号7番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 11番 上手です。番号6番、番号7番について説明します。両案件ともに経営主変更に伴う使用貸借となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長： ただいま、上手委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号6番、番号7番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号6番、番号7番は原案の通り決定いたしました。

---

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。  
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第4回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。  
(午後2時30分 閉会)

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_